

第十九号議案

江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例  
 江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例（昭和四十四年三月江戸川区条例第  
 十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次の各号の」を「現に次に掲げる」に改め、同条第二号中「現に」  
 を削り、同条第四号中「第二十四条第一項本文」を「第二十四条第一項若しくは  
 第二項」に改め、「の実施」を削る。

第五条第二項中「、通知する」を「通知する」に改める。

第七条第三号中「理由がなくて」を「理由なく」に改める。

付 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（説明）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正に伴い、乳児養育手当の  
 受給資格に、認定こども園及び地域型保育事業における保育を受けていないこと  
 を加える必要があるので、本案を提出いたします。